

匝 瑳 市
分 別 収 集 計 画

令 和 4 年 6 月

目 次

| | | |
|------|---|----|
| 1 . | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 . | 基本的方向 | 1 |
| 3 . | 計画期間 | 1 |
| 4 . | 対象品目 | 2 |
| 5 . | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条第2項第1号) | 2 |
| 6 . | 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) | 2 |
| 7 . | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) | 3 |
| 8 . | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号) | 4 |
| 9 . | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法 | 4 |
| 10 . | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) | 5 |
| 11 . | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) | 6 |
| 12 . | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 | 11 |
| | ・特記事項・ | 12 |

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、地球規模の環境を考え行動することが重要である。

本市のごみ処理は、令和3年度から近隣の銚子市及び旭市とで構成する東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の事業として実施することとなっており、施設建設費及び施設運営費を縮減するため、ごみの減量化は喫緊の課題である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条の規定により一般廃棄物の大宗をしめる容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース及びリサイクル）を推進するとともに、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や資源化を図り、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 組合と一体となった廃棄物の排出抑制
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- (3) 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装類（飲料用紙製容器、段ボールを含む。）及びペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

| | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 本市 合計 | 625 t | 589 t | 556 t | 524 t | 494 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市、市民、事業者、再生事業者等が、それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 広報紙やホームページにより、市民及び事業者への容器包装廃棄物の3Rの啓発を行うとともに、資源回収促進事業や公共施設等での拠点回収等により分別収集を推進する。

(2) 上記の啓発と事業に加え、市民及び事業者へごみ処理経費等の厳しい状況について認識を深めてもらうことも重要であるため、ごみ処理施設見学会などのあらゆる機会を活用して情報提供を行う。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出及び再生利用の意義及び効果並びにごみの出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、組合等が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 |
|--|--------------------------------------|--------------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | | カン類 |
| 主として ガラス製の 容器 | 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ビン類 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | | 紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | | 段ボール |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | | 紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | | ペットボトル |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

匝 瑛 市

| | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 主としてスチール性の容器 | 68t | 64t | 61t | 57t | 54t |
| 主としてアルミ製の容器 | 42t | 39t | 37t | 35t | 33t |
| 無色のガラス製容器 (指定法人引渡量) | 55t | 52t | 49t | 46t | 43t |
| (独自処理量) | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 茶色のガラス製容器 (指定法人引渡量) | 76t | 72t | 68t | 64t | 60t |
| (独自処理量) | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| その他のガラス製容器 (指定法人引渡量) | 38t | 36t | 34t | 32t | 30t |
| (独自処理量) | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするための物(原料としてアルミニウムが利用されている物を除く。) | 1t | 1t | 1t | 1t | 1t |
| 主として段ボール製の容器 | 58t | 55t | 52t | 49t | 46t |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの (指定法人引渡量) | 1t | 1t | 1t | 1t | 1t |
| (独自処理量) | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| | 1t | 1t | 1t | 1t | 1t |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの (指定法人引渡量) | 56t | 53t | 50t | 47t | 45t |
| (独自処理量) | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= ごみ排出量の見込み × ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率 / 100

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在本市が実施している集団回収等は、引き続き実施する。

分別収集の実施主体

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管等段階 | 備考 |
|------------|--------|------------|--------------|----------|----|
| カン | スチール | カン類 | 委託業者による指定日回収 | 組合施設 | |
| | アルミ | | | | |
| ビン | 無色ガラス | ビン類 | 委託業者による指定日回収 | 委託業者 | |
| | 茶色ガラス | | | 組合施設 | |
| | その他ガラス | | | | |
| 紙 | 紙パック | 飲料パック | 委託業者による指定日回収 | 委託業者 | |
| | 段ボール | 段ボール | | | |
| | その他の紙 | 紙製容器包装 | | | |
| プラスチック | ペットボトル | ペットボトル | 委託業者による指定日回収 | 組合施設 | |

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
 (法第8条第2項第6号)

容器包装類のうち、カン類及びペットボトルについては、組合の整備するマテリアルリサイクル推進施設において、破碎・選別・圧縮・減容及び保管を行う。

また、ビン類については、本市委託業者のリサイクル施設で選別及び保管し、飲料パック、段ボール及び紙製容器包装については組合委託業者のリサイクル施設で選別、圧縮及び保管する。

※一部のビン類については、組合施設で保管する。

分別収集の用に供する施設整備計画を下表に示す。

| 分別収集する容器包装 廃棄物の種類 | 収集に係 る分別の 区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|----------------------|--------------------|------|-----------|--------|
| スチール製容器 | カン類 | 指定袋 | 平ボディ車(2t) | 組合施設 |
| アルミ製容器 | カン類 | 指定袋 | 平ボディ車(2t) | 組合施設 |
| 無色のガラス製容器 | ビン類 | 指定袋 | 平ボディ車(2t) | 委託業者施設 |
| | | | | 組合施設 |
| 茶色のガラス製容器 | ビン類 | 指定袋 | 平ボディ車(2t) | 委託業者施設 |
| | | | | 組合施設 |
| その他の色のガラス製 容器 | ビン類 | 指定袋 | 平ボディ車(2t) | 委託業者施設 |
| | | | | 組合施設 |
| 飲料用紙製容器 | 飲料パック | 指定なし | 平ボディ車(2t) | 委託業者施設 |
| 段ボール | 段ボール | 指定なし | 平ボディ車(2t) | 委託業者施設 |
| その他の紙製容器包装 | 紙製容器 包装 | 指定なし | 平ボディ車(2t) | 委託業者施設 |
| ペットボトル | ペットボトル | 指定袋 | 平ボディ車(2t) | 組合施設 |

| 施設の種類 | 対象とする廃棄物の種類 | 施設等の仕様等 | 管理主体等 | 参考欄 |
|--|-------------|---|-------------|-----|
| <p>(2)運搬段階 専用車両</p> <p>1 回収用車両</p> | <p>①～④</p> | <p>(仕様)</p> <p>①②③④の混合収集 (形状)</p> <p>平ボディトラック</p> <p>積載量：2 t</p> <p>数量：3台</p> | <p>委託業者</p> | |

| 施設の種類 | 対象とする廃棄物の種類 | 施設等の仕様等 | 管理主体等 | 参考欄 |
|---|-------------------------|--|--------------|--------------------|
| (3) 中間処理施設 再生施設 1 選別設備 2 再生(圧縮)設備 | ○カン (スチール、アルミカン選別処理) | カン類手選別コンベヤ (仕様) 形式：アルミカン選別機付 ベルトコンベヤ 数量：1基 能力：0.686t/h 主要機器：カン類受入ホッパ、 カン類受入コンベヤ、カン類破・除袋 機、破選機、アルミカン選別機 | 組合 組合 | 令和3年 4月から 稼働 |
| | ○カン (スチール、アルミカン圧縮処理) | 金属類圧縮機 (仕様) 形式：二方締油圧プレス機 数量：1基 能力： 鉄カン 0.474 t/h アルミカン 0.202 t/h 主要機器：油圧ポンプ、 電動機、スライドテーブル | 組合 | 令和3年 4月から 稼働 |
| | ○ペットボトル (圧縮梱包処理) | ペットボトル圧縮梱包機 (仕様) 形式：圧縮梱包機 数量：1基 能力：0.478t/h 主要機器：油圧ポンプ、 電動機、結束機 | 組合 | 令和3年 4月から 稼働 |

| 施設の種類 | 対象とする廃棄物の種類 | 施設等の仕様等 | 管理主体等 | 参考欄 |
|-----------|--|---|---|--|
| 3 作業場 | <p>○ビン (仕分)</p> <p>○カン、ペットボトル (仕分)</p> | <p>(仕様) 形式：上屋付建屋式 寸法：40m×19m×10m 数量：1棟</p> <p>(仕様) 形式：上屋付建屋式 寸法：10.5m×9.5m×5.5m 数量：1室</p> | <p>委託業者</p> <p>組合</p> | <p>平成10年4月から稼働</p> <p>令和3年4月から稼働</p> |
| 4 ストックヤード | <p>○ビン</p> <p>○カン</p> <p>○ペットボトル</p> | <p>(仕様) 数量：670㎡ 10区画</p> <p>(仕様) 数量：58.85㎡ 3区画</p> <p>(仕様) 数量：55.6㎡ (8.3m×6.7m)</p> <p>(仕様) 数量：79.7㎡ (11.9m×6.7m)</p> | <p>委託業者</p> <p>組合</p> <p>組合</p> <p>組合</p> | <p>平成10年4月から稼働</p> <p>令和3年4月から稼働</p> <p>令和3年4月から稼働</p> <p>令和3年4月から稼働</p> |

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) リサイクル製品等の積極利用の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を促進するための啓発を行う。

(2) プラスチック等の拠点回収の促進支援

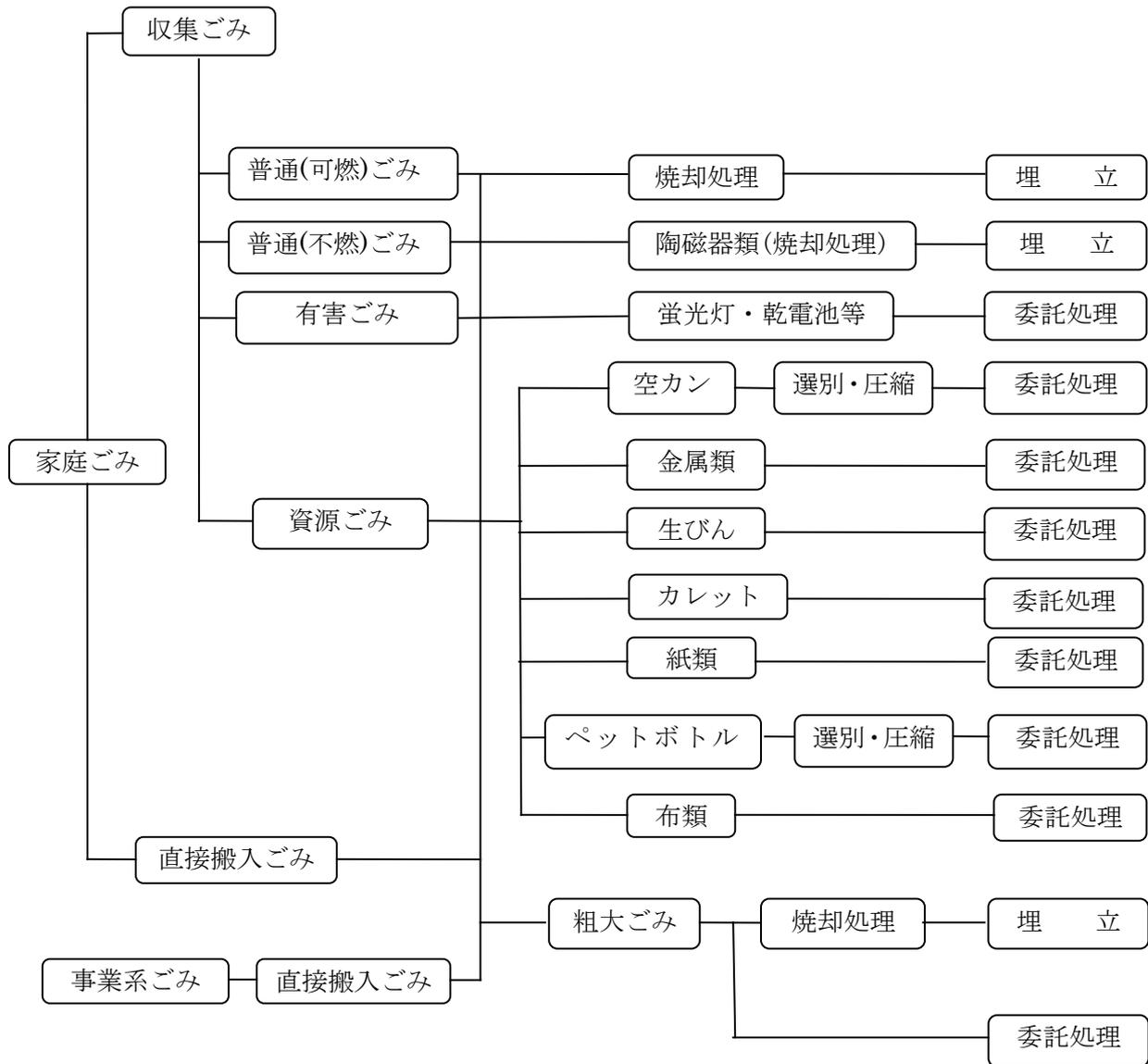
市民がプラスチック、ペットボトル、トレイ、紙パック等を返却できるように、次のような支援策を行っていく。

- ① 流通業界への回収箱等の設置要請
- ② 業界としての資源ルートの形成要請

《特記事項》 (1) 資源ごみ処理フロー

本市における資源ごみの分別排出と収集・処理のフロー図は、下記のとおりである。

令和3年度以降 ごみ処理フロー図



資源ごみステーション収集フロー図

